

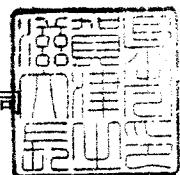
行政財産使用許可書

大津市指令健長第11号
令和3年3月30日

日吉台学区自治連合会
会長 丸山 郁夫 様

大津市

大津市長 佐藤 健司



令和3年3月24日付で申請のあった行政財産の使用については、次の条件を付して許可する。

行政財産の名称	日吉台老人健康広場
所 在	大津市日吉台一丁目14番6
区 分	土地
許 可 面 積	1423.85m ²
許可する用途	日吉台学区における地域福祉活動
許可する期間	令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
使 用 料	免除
使用料納付期限	
許 可 条 件	裏面のとおり
そ の 他	

許可条件

- 1 使用料は、市の発行する納入通知書により、その指定する納期限までに納付しなければならない。指定する納期限までに納付しないときは、大津市分担金等の督促手数料及び延滞金の徴収に関する条例(昭和41年大津市条例第27号)第3条の規定による延滞金を支払わなければならない。
- 2 既納の使用料は、還付しない。
- 3 使用許可財産を転貸し、又は使用権の譲渡をしてはならない。
- 4 使用許可財産の原状を変更し、又は工作物を設置してはならない。ただし、特に承認を受けたときはこの限りでない。
- 5 使用許可財産について、使用者が必要費又は有益費を支出することがあっても使用者は、その償還を請求できない。
- 6 使用許可財産に付帯する電話、電気、ガス、水道等の諸設備の使用に必要な経費は、使用者が負担しなければならない。
- 7 使用者はその負担に帰すべき事由により使用財産の全部又は一部を滅失し、若しくはき損したときは、市の指示に従い速やかに原状に回復し、又は損害を賠償しなければならない。
- 8 使用者は、許可書に定める義務を履行しないために損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。
- 9 使用許可期間が満了したとき、又は使用許可を取り消されたときは、使用者は、速やかに使用許可財産を原状に回復して返還しなければならない。ただし、特に承認したときは、原状に回復しないで返還することができる。
- 10 使用許可中であっても、市において、公用若しくは公共用に供するため必要が生じたとき、又は許可の条件に違反する行為があると認められるときは、直ちに使用許可を取り消すことができる。
- 11 市は、前項の許可の取消しによって損害が生じても一切補償しない。
- 12 市において必要があるときは、使用許可財産について隨時に実地調査し、資料の提出又は報告を求め、その維持使用に関し指示することができる。

教示

- 1 この処分に不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に大津市長に対して審査請求をすることができます。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。
- 2 この処分の取消しの訴えは、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に大津市を被告として(大津市長が被告の代表者となります。)提起することができます(なお、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、処分があつた日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して3月以内に審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6月以内に提起することができます。